

【センター型】

No.	内 容	自治体名	回 答
実施主体			
1	センター型について、当事業が「児童環境づくり基盤整備事業」へ移行されることから、保育所事業としての位置づけではなくなり、児童健全育成事業としての位置づけとなるという考え方で保育所事業を実施していない社会福祉法人等でも実施可能になるという解釈でよしいか。また、認可外保育施設等でも事業実施可能となったと解してよいか。	岐阜県海津市、山形県	現在も地域子育て支援センター事業においては、NPO法人については、保育所を運営していなくても対象としている。今回、地域子育て支援拠点の拡充を図るため、「地域子育て支援拠点事業」を創設し、実施主体については、事業が適切に実施可能であると市町村が認めた主体を対象とすることとした。認可外保育施設等でも事業実施可能である。
実施場所			
2	実施場所はどこでもよいのか 交流の場はセンター型でも必置か。センター型における交流の場のイメージはどのような場所か。必置の場合、どの程度の広さが必要か。	鹿児島県霧島市、福井県、大阪府、佐賀市、岡山県総社市、滋賀県、山形県、長崎県	地域において効果的、継続的な実施が可能な場所を判断していただきたい。 必置である。ただし、常設の場であることや広さの要件はない。

開設日数・時間			
3	<p>開設日数等が「原則週5日以上、1日5時間以上」とあるが、この考え方如何。経過措置についても同じ考え方か。</p> <p>センター型実施施設と別の場所で開催した場合は、日数等に含めてよいか。（例：保育所で2日間、別の場所で3日間開設で合計5日）</p> <p>地域支援活動事業を週5日、1日5時間以上に含めてよいか。</p> <p>5日型と6、7日型の区別について。</p> <p>給食、間食の取り扱い規定は特にあるのか。</p>	<p>広島市、倉敷市、相模原市、愛知県東浦町、福島県二本松市、日立市、三重県、福島県、鳥取県日南町、佐賀市、岩手県八幡平市、千葉市、岩手県紫波町、岡山県総社市、町田市、盛岡市、伊勢崎市、渋川市、長岡市、松山市、佐賀県</p>	<p>「原則」については、例えば、不測の事態により、週4日しか開設できない週もあることを想定している。5日以上1日5時間以上というのは、基本事業の(1)～(3)について、いつでも対応可能な体制を整えておくことが要件である。</p> <p>拠点が変わることは認められない。ただし、交流の取り組み等を行うスペースの確保について、5日間同一の場所で交流等を実施することが困難な場合は、他の場所でも実施することも差し支えない。</p> <p>週5日1日5時間以上の中に含まれない。</p> <p>同じ事業内容において、5日実施する場合は5日型、6日以上実施する</p>
職員配置			
4	<p>資格要件はあるか。</p> <p>「専任」の定義は。</p> <p>2名の職員を2か所のセンター（本所及び分所）に別々に配置してよいか。</p> <p>雇用形態やローテーションに制限はあるか。</p> <p>例えばNPO法人にセンター型を委託した場合、地域支援活動専属の職員のみ市が雇用・配置することは可能か。</p>	<p>鳥取県日南町、島根県津和野町、岩手県奥州市</p>	<p>保育士等の資格者を想定しているが、育児、保育に関する相談指導について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通しており、事業実施が適切に行えるのであれば特定の資格者に限定していない。</p> <p>「専任」とは、センターを開設する時間中、担当職員が少なくとも2名は業務に従事することが要件である。</p> <p>職員配置2名以上というのは、1名はセンターにおける業務で、もう1名は地域に出向いた活動を行うことを想定しており、1カ所で、担当職員が少なくとも2名配置する必要がある。</p> <p>職員の雇用形態やローテーションな</p>

5	「育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する・・・」とあるが、「相当」とはどの程度なのか。		保育士や看護師などの有資格者を想定している。
---	---	--	------------------------

地域支援活動

6	<p>地域に出向いた活動について、その実施方法（センター主導、協働、求めに応じて等）、実施回数、対象年齢の設定如何。 家庭への対応はどのような時に必要で、その必要性は誰が判断し、どのような対応を想定しているのか。 訪問は、必ずセンター型の職員が行わなければならないのか。</p>	<p>出雲市、大阪府、三重県、岐阜県海津市、前橋市、岩手県紫波町、福井県、岡山県、長崎県、岐阜県安八町、下関市、岡山県津山市、岐阜県中津川市、福島県、香川県三豊市、鳥取県日南町、宮城県塩市、岩手県奥州市、伊勢崎市、群馬県みどり市、町田市、上越市、富山県滑川市、岡山県笠岡市、鹿児島市、</p>	<p>地域に出向いた活動は、当該地域における拠点施設の配置状況や、事情がありセンターに出向いて来られない親子などのために、地域に出向いて拠点施設と同様の活動を行うものである。実施方法や実施回数等について要件は定めていないが、地域のニーズ等に応じて実施していただきたい。 活動の中で、相談や観察の結果、親子の関わりや虐待、児童の障害の気づきなど、さらに個別にフォローする必要があると考えられる場合には、関係機関と連携の上、家庭へ訪問しての相談や他の子育て支援事業の活用、専門機関へのつなぎなど適切に対応されたい。</p>
---	---	--	--

経過措置

7	<p>19年度に新規の小規模型センターは認められるのか。 従来型センターについては経過措置はないのか。</p>	<p>軽井沢町、東京都、青森県階上町</p>	<p>認められない。18年度に小規模型センターを実施している場合に限る。なお、経過措置において事業内容であるが、3事業から2事業を選択する仕組みとしたのでご注意願いたい。選択した事業については、要綱に記載している事項すべて実施いただきたい。経過期間後はセンター型かひろば型に移行していただくことになる。 従来型センターについては、経過措置を設けていないので、19年度よりセンター型又はひろば型に移行していただくことになる。</p>
---	--	------------------------	--

8	<p>小規模型センターであるが、経過措置において、1日5時間以上の要件が加わったが、5時間実施できない場合は柔軟に対応して差し支えないか。</p>		<p>経過措置ではあるが、ひろば型などに移行していただくことを念頭に5時間以上の要件としたが、5時間以上の開設が困難な場合は柔軟に対応して差し支えない。</p>
<p>その他</p>			
9	<p>地域子育て支援センター事業においては、事業の実施手続きにおいて、都道府県知事に十分協議を行うこととされていたが、拠点事業においてはその規定はない。拠点事業において、都道府県の関与はどの程度になるのか。 事業が実施されていることをどのように確認すればよいか。</p>	<p>石川県</p>	<p>拠点事業の実施要綱案においても、事業実施に当たって都道府県と十分に協議するよう規定しているところ。 市町村において、定期的に報告を求めるなど対応願いたい。</p>
10	<p>8時間勤務の常勤職員が、センター型の専任職員となり、5時間は地域子育て支援事業に従事し、残りの3時間を保育所で通常保育業務を行うことは可能か。 この場合に、民改費の対象として良いか。</p>	<p>岡山県総社市</p>	<p>センター型と保育所保育業務を兼務することは可能。 なお、兼務する場合についても、保育所としての職員配置基準を満たしている必要がある。 センター型と保育所保育業務を兼務する場合については、民改費の算定対象人数に含めることが出来る。なお、この兼務する者については、保育所保育業務に1日6時間以上、月20日以上勤務していた期間についてのみ、民改費の対象となる勤続年数の算定に含めることが出来る。</p>